

平成19年度北海道一般会計補正予算（第5号）

平成19年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,173,329千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,926,602,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道 税		608,112,821	0	608,112,821
	1 道 民 税	189,399,989	1,748,000	191,147,989
	3 地 方 消 費 税	81,203,066	△ 2,294,000	78,909,066
	4 不 動 産 取 得 税	18,635,320	546,000	19,181,320
2 地方消費税清算金		119,552,054	△ 2,895,198	116,656,856
	1 地方消費税清算金	119,552,054	△ 2,895,198	116,656,856
3 地方譲与税		17,184,000	△ 181,000	17,003,000
	1 地方道路譲与税	15,901,000	△ 167,000	15,734,000
	2 石油ガス譲与税	1,048,000	△ 6,000	1,042,000
	3 航空機燃料譲与税	235,000	△ 8,000	227,000
4 地方特例交付金		3,500,000	175,586	3,675,586
	1 地方特例交付金	2,300,000	19,678	2,319,678

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特別交付金	1,200,000	155,908	1,355,908
5 地方交付税		708,688,326	3,870,948	712,559,274
	1 地方交付税	708,688,326	3,870,948	712,559,274
6 交通安全対策特別交付金		2,220,000	△ 8,000	2,212,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,220,000	△ 8,000	2,212,000
7 分担金及び負担金		42,289,332	563,243	42,852,575
	1 分担金	2,659,800	△ 167,945	2,491,855
	2 負担金	39,629,532	731,188	40,360,720
8 使用料及び手数料		26,742,310	△ 366,559	26,375,751
	1 使用料	16,354,533	△ 256,879	16,097,654
	2 手数料	773,030	△ 36,394	736,636
	3 証紙収入	9,614,747	△ 73,286	9,541,461
9 国庫支出金		341,446,090	△ 8,645,212	332,800,878
	1 国庫負担金	110,549,518	652,695	111,202,213

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	225,077,472	△ 8,645,863	216,431,609
	3 委託金	5,819,100	△ 652,044	5,167,056
10 財産収入		13,292,791	△ 1,254,030	12,038,761
	1 財産運用収入	4,320,657	202,545	4,523,202
	2 財産売却収入	8,972,134	△ 1,456,575	7,515,559
11 寄附金		167,190	20,600	187,790
	1 寄附金	167,190	20,600	187,790
12 繰入金		58,218,765	△ 917,853	57,300,912
	1 特別会計繰入金	15,138,084	△ 260,855	14,877,229
	2 基金繰入金	43,080,681	△ 656,998	42,423,683
13 諸収入		336,183,020	△ 8,318,120	327,864,900
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,520,384	△ 98,452	2,421,932
	2 預金利子	135,174	1,331	136,505
	3 貸付金収入	312,282,588	△ 8,363,311	303,919,277

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受託事業収入	4,962,689	△ 130,080	4,832,609
	5 収益事業収入	9,203,000	△ 400,246	8,802,754
	6 雑 入	7,079,185	672,638	7,751,823
14 道 債		660,178,800	6,326,200	666,505,000
	1 道 債	660,178,800	6,326,200	666,505,000
15 繰 越 金		0	456,066	456,066
	1 繰 越 金	0	456,066	456,066
歳 入 合 計		2,937,775,499	△ 11,173,329	2,926,602,170

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,655,554	△ 198,225	3,457,329
	1 議 会 費	3,655,554	△ 198,225	3,457,329
2 総 務 費		263,448,698	△ 3,199,292	260,249,406
	1 総 務 管 理 費	111,779,475	△ 1,667,373	110,112,102
	2 徴 税 費	103,478,089	△ 81,436	103,396,653
	3 学 事 宗 務 費	38,802,109	△ 847,166	37,954,943
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	462,649	△ 59,797	402,852
	6 危 機 管 理 費	14,863	△ 3,197	11,666
	7 領 土 復 帰 対 策 費	687,368	△ 5,732	681,636
	8 会 計 管 理 費	881,432	△ 28,200	853,232
	9 選 挙 費	5,622,992	△ 450,579	5,172,413
	10 人 事 委 員 会 費	258,743	△ 10,570	248,173
	11 監 査 委 員 費	558,056	△ 45,242	512,814

款	項	補正前の額	補正額	計
3 知事政策費		1,929,501	131,230	2,060,731
	1 知事政策管理費	1,406,369	183,070	1,589,439
	2 政策企画費	12,988	△ 4,558	8,430
	3 国際交流費	421,443	△ 47,282	374,161
4 企画振興費		71,991,912	△ 1,987,520	70,004,392
	1 企画振興管理費	2,988,472	△ 80,320	2,908,152
	2 地域振興・計画費	59,567,397	△ 1,618,065	57,949,332
	3 地域主権費	27,600	△ 5,468	22,132
	4 科学IT振興費	4,365,573	△ 173,894	4,191,679
	5 新幹線・交通企画費	5,042,870	△ 109,773	4,933,097
5 環境生活費		8,756,260	△ 320,421	8,435,839
	1 環境生活管理費	3,768,941	△ 24,838	3,744,103
	2 環境政策費	325,557	△ 7,602	317,955
	3 環境保全費	722,412	△ 55,409	667,003

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 循環型社会推進費	1,481,363	△ 203,948	1,277,415
	5 自然環境費	437,211	△ 13,160	424,051
	6 知床世界自然遺産費	22,589	△ 1,179	21,410
	7 くらし安全費	394,126	△ 4,204	389,922
	8 道民活動文化振興費	1,411,080	△ 1,936	1,409,144
	9 女性対策費	192,981	△ 8,145	184,836
6 保健福祉費		297,698,883	△ 468,092	297,230,791
	1 保健福祉管理費	28,967,906	629,164	29,597,070
	2 医療政策費	5,132,239	△ 351,328	4,780,911
	3 健康推進費	11,146,561	674,615	11,821,176
	4 食品衛生費	1,201,113	△ 135,261	1,065,852
	5 医務薬務費	93,428	△ 6,948	86,480
	6 国民健康保険費	93,837,319	562,008	94,399,327
	7 福祉援護費	32,434,740	60,611	32,495,351

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 高齢者保健福祉費	3,530,987	△ 159,932	3,371,055
	9 介護保険費	47,513,003	△ 1,133,837	46,379,166
	10 障害者保健福祉費	39,821,417	△ 557,695	39,263,722
	11 子ども未来推進費	34,005,139	△ 49,489	33,955,650
7 経 済 費		212,824,417	△ 5,206,785	207,617,632
	1 経 済 管 理 費	6,291,860	△ 78,560	6,213,300
	2 観光のくにづくり 推 進 費	551,971	△ 8,630	543,341
	3 商 工 金 融 費	178,734,100	△ 6,170,084	172,564,016
	4 産 業 振 興 費	3,186,022	△ 663,184	2,522,838
	5 商 業 経 済 交 流 費	270,696	△ 8,949	261,747
	6 産 業 立 地 費	18,076,992	1,974,576	20,051,568
	7 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	2,807,072	△ 121,688	2,685,384
	8 雇 用 労 政 費	582,326	△ 25,181	557,145
	9 人 材 育 成 費	1,689,801	△ 84,058	1,605,743

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 工鉦業試験調査費	187,953	△ 11,464	176,489
	11 労働委員会費	445,624	△ 9,563	436,061
8 農 政 費		186,623,287	5,985,850	192,609,137
	1 農 政 管 理 費	14,586,770	△ 310,839	14,275,931
	2 食 品 政 策 費	882,879	△ 19,049	863,830
	3 農 産 振 興 費	329,075	△ 8,383	320,692
	4 畜 産 振 興 費	2,771,951	△ 149,051	2,622,900
	5 技 術 普 及 費	511,108	△ 31,080	480,028
	6 農 業 経 営 費	3,337,456	△ 217,159	3,120,297
	7 農 業 支 援 費	11,969,549	△ 3,252,400	8,717,149
	8 農 地 調 整 費	1,345,969	△ 45,936	1,300,033
	9 農 村 設 計 費	27,289,960	△ 165,759	27,124,201
	10 農業農村整備事業費	68,245,954	△ 293,590	67,952,364
	11 農業施設管理費	53,642,587	10,557,169	64,199,756

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 農村計画費	314,611	△ 5,347	309,264
	13 農業試験費	1,395,418	△ 72,726	1,322,692
9 水産林務費		87,356,486	△ 1,317,847	86,038,639
	1 水産林務管理費	11,734,768	△ 338,264	11,396,504
	2 水産経営費	5,126,281	19,463	5,145,744
	3 水産振興費	294,095	△ 7,622	286,473
	4 漁港漁村費	31,596,210	△ 261,142	31,335,068
	5 漁業管理費	2,147,216	△ 67,750	2,079,466
	6 林業木材費	6,199,431	△ 497,379	5,702,052
	7 森林計画費	3,336,302	△ 22,185	3,314,117
	8 森林整備費	7,992,579	△ 991	7,991,588
	9 治山費	14,458,735	△ 32,124	14,426,611
	10 森林活用費	877,681	△ 36,354	841,327
	11 道有林費	2,386,749	△ 12,447	2,374,302

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 水産林業試験研究費	1,206,439	△ 61,052	1,145,387
10 建設費		369,295,896	△ 254,055	369,041,841
	1 建設管理費	68,065,408	△ 884,949	67,180,459
	2 道路橋りょう費	168,239,826	1,314,332	169,554,158
	3 河川費	72,606,671	△ 213,929	72,392,742
	4 空港港湾費	6,434,649	△ 196,522	6,238,127
	5 砂防海岸費	23,664,348	2,955	23,667,303
	6 建築指導費	1,503,619	△ 132,359	1,371,260
	7 住宅費	34,430	△ 5,977	28,453
	8 都市環境費	25,265,386	△ 95,464	25,169,922
	9 公園下水道費	3,334,588	△ 37,060	3,297,528
	10 まちづくり推進費	101,227	△ 1,427	99,800
	11 営繕費	45,744	△ 3,655	42,089
11 警察費		133,515,068	△ 2,499,653	131,015,415

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	125,778,789	△ 2,392,576	123,386,213
	2 警察活動費	3,318,279	△ 64,962	3,253,317
	3 交通安全施設費	4,418,000	△ 42,115	4,375,885
12 教育費		474,606,493	△ 2,020,430	472,586,063
	1 教育総務費	18,831,909	△ 976,122	17,855,787
	2 小学校費	185,168,314	△ 660,270	184,508,044
	3 中学校費	111,821,656	52,522	111,874,178
	4 高等学校費	111,827,328	△ 102,358	111,724,970
	5 特別支援学校費	41,753,906	△ 218,961	41,534,945
	6 学校教育費	1,138,489	△ 21,975	1,116,514
	7 社会教育費	2,369,959	△ 23,010	2,346,949
	8 保健体育費	1,694,932	△ 70,256	1,624,676
13 災害復旧費		9,819,892	△ 4,714,231	5,105,661
	1 農地開発施設 災害復旧費	639,335	△ 142,756	496,579

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 水産林業施設 災害復旧費	4,224,467	△ 1,998,654	2,225,813
	3 土木施設災害復旧費	4,956,090	△ 2,572,821	2,383,269
14 公債費		725,409,386	5,481,218	730,890,604
	1 公債費	725,409,386	5,481,218	730,890,604
15 諸支出金		90,643,766	△ 585,076	90,058,690
	1 繰出金	5,389,301	△ 6,283	5,383,018
	2 諸費	85,254,465	△ 578,793	84,675,672
歳出合計		2,937,775,499	△ 11,173,329	2,926,602,170

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 企画振興費	2 地域振興・計画費	道州制北海道モデル事業推進費	1,177,700	道州制北海道モデル事業推進費	1,771,000
	5 新幹線・交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	68,400
8 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	226,000
	10 農業農村整備事業費	—	—	道営土地改良事業費	2,418,600
		—	—	道営農用地造成事業費	1,629,700
		—	—	団体営農用地造成事業費	915,300
		—	—	道営農地防災事業費	217,400
		—	—	道営農村総合整備事業費	611,700
		—	—	道営農道整備事業費	328,600
9 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	62,329	公共事業事務費	63,429
		—	—	補助事業事務費	3,400
	2 水産経営費	—	—	水産業振興構造改善事業費	197,200
	4 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤整備事業費	848,800

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	漁港海岸保全事業費	40,900
	7 森林計画費	—	—	森林居住環境整備事業費	16,400
	11 道有林費	公共事業費	158,824	公共事業費	169,124
10 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	27,000
	2 道路橋りょう費	道路公共事業費	1,073,500	道路公共事業費	1,813,800
		道路特別対策事業費	757,680	道路特別対策事業費	1,112,680
		緊急地方道路整備事業費	1,136,520	緊急地方道路整備事業費	1,668,920
	3 河川費	河川公共事業費	1,442,000	河川公共事業費	2,144,000
		—	—	河川公共事業費補助金	69,000
		—	—	河川受託工事費	27,200
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	40,000	砂防公共事業費	122,000
		海岸公共事業費	100,000	海岸公共事業費	160,000
	8 都市環境費	街路公共事業費	2,330,000	街路公共事業費	3,583,000
街路特別対策事業費		69,200	街路特別対策事業費	600,200	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		緊急地方道路 整備事業費	103,800	緊急地方道路 整備事業費	805,800
13 災害復旧費	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	漁港災害復旧 事業費	540,800
		—	—	林道災害復旧 事業費	78,500

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成11年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関する債務負担行為	平成11年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、管理費、調査測量費及び工事請負費について 2,051,587千円以内 取得、管理及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 年9.5%半年複利以内の額の合計額	平成20年度から平成29年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、事務費、管理費及び資金経費について 2,133,069千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和52年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 14,660千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成20年度から平成24年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 14,669千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和57年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 20,621千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利	平成20年度から平成24年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 20,633千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		率の半年複利 以内の額 の合計額		率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和62年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,770千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成20年度から 平成24年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,780千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成4年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,433千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成20年度から 平成24年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,441千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成9年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,744千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成20年度から 平成24年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,753千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整 備 費	1,341,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,221,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
退 職 手 当	26,000,000	同 上	10% 以内	同 上	23,700,000	同 上	10% 以内	同 上
道州制北海道 モデル事業 推 進 費	6,614,000	同 上	10% 以内	同 上	6,613,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩西部広域 水道対策費	284,000	同 上	10% 以内	同 上	265,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	1,205,000	同 上	10% 以内	同 上	960,000	同 上	10% 以内	同 上
土 地 改 良 事 業 費	13,018,000	同 上	10% 以内	同 上	13,125,000	同 上	10% 以内	同 上
農用地造成 事 業 費	611,000	同 上	10% 以内	同 上	690,000	同 上	10% 以内	同 上
農 地 防 災 事 業 費	1,886,000	同 上	10% 以内	同 上	1,879,000	同 上	10% 以内	同 上
農村総合整備 事 業 費	705,000	同 上	10% 以内	同 上	708,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農道等整備事業費	1,349,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,339,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道整備特別対策事業費	821,000	同 上	10%以内	同 上	880,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	25,760,000	同 上	10%以内	同 上	19,834,000	同 上	10%以内	同 上
農業試験場施設整備費	118,000	同 上	10%以内	同 上	109,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	8,625,000	同 上	10%以内	同 上	8,524,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	889,000	同 上	10%以内	同 上	882,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	951,000	同 上	10%以内	同 上	903,000	同 上	10%以内	同 上
林道整備特別対策事業費	100,000	同 上	10%以内	同 上	96,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,648,000	同 上	10%以内	同 上	1,660,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,346,000	同 上	10%以内	同 上	4,307,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	58,625,000	同 上	10%以内	同 上	61,113,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	33,220,000	同 上	10%以内	同 上	34,421,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄河川事業費	22,409,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	22,464,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
河川改良費	12,764,000	同 上	10%以内	同 上	12,741,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	5,424,000	同 上	10%以内	同 上	5,529,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港整備費	347,000	同 上	10%以内	同 上	354,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	260,000	同 上	10%以内	同 上	259,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,525,000	同 上	10%以内	同 上	1,589,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	6,978,000	同 上	10%以内	同 上	6,966,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,527,000	同 上	10%以内	同 上	1,547,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	328,000	同 上	10%以内	同 上	317,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,726,000	同 上	10%以内	同 上	1,721,000	同 上	10%以内	同 上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,480,000	同 上	10%以内	同 上	1,479,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	6,632,000	同 上	10%以内	同 上	6,629,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時街路整備 特別対策 事業費	3,713,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,907,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
都市公園費	781,000	同 上	10%以内	同 上	776,000	同 上	10%以内	同 上
土地区画整理 事業推進費	18,000	同 上	10%以内	同 上	303,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設 整備費	942,000	同 上	10%以内	同 上	941,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校 施設整備費	3,776,000	同 上	10%以内	同 上	3,419,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校 施設整備費	274,000	同 上	10%以内	同 上	278,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害 復旧費	55,000	同 上	10%以内	同 上	42,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害 復旧費	435,000	同 上	10%以内	同 上	323,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害 復旧費	13,000	同 上	10%以内	同 上	4,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害 復旧費	438,000	同 上	10%以内	同 上	51,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害 復旧費	968,000	同 上	10%以内	同 上	455,000	同 上	10%以内	同 上
借換債	299,500,000	同 上	10%以内	同 上	304,000,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政 対策債	67,090,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	67,092,200	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
減収補てん債	—	—	—	—	9,430,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	660,178,800				668,505,000			

平成19年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238,864千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ442,215,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		688,322	380,419	1,068,741
	1 財産運用収入	688,322	380,419	1,068,741
2 繰入金		441,766,323	△ 619,283	441,147,040
	1 一般会計繰入金	325,150,823	△ 619,288	324,531,535
	2 基金繰入金	116,615,500	5	116,615,505
歳入合計		442,454,645	△ 238,864	442,215,781

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		431,152,331	△ 238,864	430,913,467
	1 公 債 費	431,152,331	△ 238,864	430,913,467
歳 出 合 計		442,454,645	△ 238,864	442,215,781

平成19年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880,176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,789,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		12,285	△ 322	11,963
	1 一般会計繰入金	12,285	△ 322	11,963
2 繰越金		410,046	△ 124,570	285,476
	1 繰越金	410,046	△ 124,570	285,476
3 諸収入		3,229,427	△ 754,879	2,474,548
	1 貸付金収入	2,955,516	△ 763,945	2,191,571
	2 雑収入	273,911	9,066	282,977
4 道債		18,358	△ 405	17,953
	1 道債	18,358	△ 405	17,953
歳入合計		3,670,116	△ 880,176	2,789,940

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		940,887	△ 154,199	786,688
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	940,887	△ 154,199	786,688
2 公 債 費		1,989,542	△ 537,978	1,451,564
	1 公 債 費	1,989,542	△ 537,978	1,451,564
3 諸 支 出 金		739,687	△ 187,999	551,688
	1 繰 出 金	739,687	△ 187,999	551,688
歳 出 合 計		3,670,116	△ 880,176	2,789,940

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	18,358	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.4%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	17,953	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.6%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成19年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,199千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,862,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		106,212	△ 3,199	103,013
	1 一般会計繰入金	106,212	△ 3,199	103,013
歳入合計		1,865,352	△ 3,199	1,862,153

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金 貸付事業費		322,417	△ 1,160	321,257
	1 農業改良資金 貸付事業費	322,417	△ 1,160	321,257
2 就農支援資金 貸付事業費		531,009	△ 2,039	528,970
	1 就農支援資金 貸付事業費	531,009	△ 2,039	528,970
歳 出 合 計		1,865,352	△ 3,199	1,862,153

平成19年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,016,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		134,341	76	134,417
	1 一般会計繰入金	134,341	76	134,417
3 繰越金		100	9,631	9,731
	1 繰越金	100	9,631	9,731
4 諸収入		261,035	△ 9,885	251,150
	2 一般会計借入金	225,972	△ 9,885	216,087
5 道債		99,000	234,000	333,000
	1 道債	99,000	234,000	333,000
歳入合計		783,054	233,822	1,016,876

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		219,524	△ 750	218,774
	1 公共下水道事業費	219,524	△ 750	218,774
2 公 債 費		560,590	234,619	795,209
	1 公 債 費	560,590	234,619	795,209
3 諸 支 出 金		2,940	△ 47	2,893
	1 繰 出 金	2,940	△ 47	2,893
歳 出 合 計		783,054	233,822	1,016,876

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	99,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	333,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成19年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ995,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,579,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		512,006	△ 913	511,093
	1 負担金	512,006	△ 913	511,093
2 国庫支出金		1,285,000	△ 1,825	1,283,175
	1 国庫補助金	1,285,000	△ 1,825	1,283,175
3 繰入金		1,693,882	△ 2,838	1,691,044
	1 一般会計繰入金	1,693,882	△ 2,838	1,691,044
4 繰越金		100	4,201	4,301
	1 繰越金	100	4,201	4,301
5 諸収入		8,657	2,031	10,688
	1 雑収入	8,657	2,031	10,688
6 道債		1,084,000	995,300	2,079,300
	1 道債	1,084,000	995,300	2,079,300

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	4,583,645	995,956	5,579,601
合 計				

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,301,657	△ 2,462	2,299,195
	1 流域下水道事業費	2,301,657	△ 2,462	2,299,195
2 公 債 費		2,270,093	996,643	3,266,736
	1 公 債 費	2,270,093	996,643	3,266,736
3 諸 支 出 金		11,895	1,775	13,670
	1 繰 出 金	10,895	392	11,287
	2 諸 費	1,000	1,383	2,383
歳 出 合 計		4,583,645	995,956	5,579,601

第 2 表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公共事業費	105,500

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,084,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,079,300	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成19年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,117,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,392,423	52,136	5,444,559
	1 使用料	5,392,423	52,136	5,444,559
2 国庫支出金		4,128,495	104,323	4,232,818
	1 国庫補助金	4,128,495	104,323	4,232,818
3 財産収入		70,592	26,059	96,651
	1 財産運用収入	12,592	2,566	15,158
	2 財産売却収入	58,000	23,493	81,493
4 繰入金		3,282,244	△ 80,193	3,202,051
	2 基金繰入金	483,568	△ 80,193	403,375
5 繰越金		100	65,767	65,867
	1 繰越金	100	65,767	65,867
6 諸収入		3,257,280	△ 211,992	3,045,288

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	3,095,011	△ 221,368	2,873,643
	2 雑入	162,269	9,376	171,645
7 道債		4,821,000	209,000	5,030,000
	1 道債	4,821,000	209,000	5,030,000
歳入合計		20,952,134	165,100	21,117,234

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		10,524,504	△ 248,570	10,275,934
	1 道営住宅事業費	10,524,504	△ 248,570	10,275,934
2 公 債 費		9,482,274	414,856	9,897,130
	1 公 債 費	9,482,274	414,856	9,897,130
3 諸 支 出 金		945,356	△ 1,186	944,170
	1 繰 出 金	945,246	△ 1,076	944,170
	2 諸 費	110	△ 110	0
歳 出 合 計		20,952,134	165,100	21,117,234

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	4,805,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,495,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	16,000	同 上	10%以内	同 上	535,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	4,821,000				5,030,000			

平成19年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第1号）

平成19年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,355,049千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,676,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		6,754	△ 428	6,326
	1 手数料	6,754	△ 428	6,326
2 財産収入		799	△ 77	722
	1 財産運用収入	799	△ 77	722
3 寄附金		87,000	20,500	107,500
	1 寄附金	87,000	20,500	107,500
4 繰越金		10	157,942	157,952
	1 繰越金	10	157,942	157,952
5 諸収入		15,937,112	△ 1,532,986	14,404,126
	1 収益事業収入	13,169,488	△ 1,246,779	11,922,709
	2 一般会計借入金	948,593	△ 119,575	829,018
	3 雑収入	1,819,031	△ 166,632	1,652,399

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	16,031,675	△ 1,355,049	14,676,626
合計				

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		15,886,310	△ 1,339,571	14,546,739
	1 競 馬 総 務 費	82,703	△ 2,034	80,669
	2 競 馬 開 催 費	15,803,607	△ 1,337,537	14,466,070
2 諸 支 出 金		145,365	△ 15,478	129,887
	1 繰 出 金	14,545	△ 195	14,350
	2 納 付 金	130,820	△ 15,283	115,537
歳 出 合 計		16,031,675	△ 1,355,049	14,676,626

平成19年度北海道病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度北海道病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成19年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	359,980人	△ 92,812人	267,168人
外 来	571,381人	△ 150,872人	420,509人
(4) 一日平均患者数			
入 院	1,056人	△ 258人	798人
外 来	2,383人	△ 616人	1,767人
(5) 主要な建設改良事業			
病院建設事業	1,214,218千円	△ 149,638千円	1,064,580千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金6,623千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	19,994,083千円	△ 3,260,948千円	16,733,135千円
第1項 医業収益	13,652,340千円	△ 4,163,303千円	9,489,037千円
第2項 医業外収益	6,334,743千円	902,355千円	7,237,098千円
支 出			
第1款 病院事業費用	21,155,333千円	△ 1,837,539千円	19,317,794千円
第1項 医業費用	18,844,328千円	△ 1,806,187千円	17,038,141千円
第2項 医業外費用	2,303,422千円	△ 31,352千円	2,272,070千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額381,474千円は、過年度分損益勘定留保資金558千円、過年度資本的収支調整額5,428千円及び当年度分損益勘定留保資金375,488千円で補てんするものとする。。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,487,631千円	1,385,246千円	3,872,877千円
第1項 企業債	1,603,000千円	1,222,000千円	2,825,000千円
第2項 長期借入金	118,770千円	256,128千円	374,898千円
第3項 他会計負担金	765,861千円	△ 92,882千円	672,979千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,130,296千円	1,124,055千円	4,254,351千円
第1項 建設改良費	1,850,987千円	△ 191,110千円	1,659,877千円
第2項 企業債償還金	1,279,309千円	1,315,165千円	2,594,474千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 1,603,000	総務省、財務省その他の借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 2,825,000	総務省、財務省その他の借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費 10,181,953千円」を「(1)職員給与費 9,908,924千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「3,424,295千円」を「2,346,573千円」に改める。

平成19年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成19年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	285,239,000キロワット時	△46,823,000キロワット時	238,416,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
スーパー発電所 建設事業	264,182千円	△ 23,121千円	241,061千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,443,952千円	△ 102,489千円	3,341,463千円
第1項 営業収益	3,427,965千円	△ 102,489千円	3,325,476千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,913,321千円	△ 18,240千円	2,895,081千円
第1項 営業費用	2,033,631千円	△ 24,370千円	2,009,261千円
第2項 財務費用	760,008千円	△ 1,500千円	758,508千円
第3項 営業外費用	119,682千円	7,630千円	127,312千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額379,256千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,135千円」に、「過年度分損益勘定留保資金361,946千円及び当年度資本的収支調整額17,310千円」を「過年度分損益勘定留保資金351,629千円及び当年度資本的収支調整額16,506千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,236,692千円	△ 12,000千円	1,224,692千円
第1項 企 業 債	198,000千円	△ 12,000千円	186,000千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,615,948千円	△ 23,121千円	1,592,827千円
第1項 建 設 改 良 費	413,510千円	△ 23,121千円	390,389千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
シューパロ 発電所 建設事業	千円 198,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 186,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費 530,546千円」を「(1)職員給与費 509,634千円」に、「(2)交際費 325千円」を「(2)交際費 160千円」に改める。

平成19年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成19年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	73箇所	2箇所	75箇所
(2) 年間総給水量	86,256,381立方メートル	583,528立方メートル	86,839,909立方メートル
(3) 一日平均給水量	235,031立方メートル	1,590立方メートル	236,621立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	53,739千円	△ 5,154千円	48,585千円
苫小牧地区 工業用水道改修事業	762,494千円	△ 9,488千円	753,006千円
苫小牧地区第二工業用 水道配水管移設事業	102,376千円	△ 1,931千円	100,445千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金155,621千円」を「一般会計から長期借入金134,593千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,070,931千円	△ 97,555千円	1,973,376千円
第1項 営業収益	1,666,516千円	20,709千円	1,687,225千円
第2項 営業外収益	404,415千円	△ 118,264千円	286,151千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,475,408千円	△ 209,197千円	2,266,211千円
第1項 営業費用	1,553,034千円	△ 53,329千円	1,499,705千円
第2項 営業外費用	826,726千円	△ 155,868千円	670,858千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額576,036千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額500,196千円」に、「過年度分損益勘定留保資金98,418千円、当年度分損益勘

定留保資金 448,915千円及び当年度資本的収支調整額 28,703千円」を「過年度分損益勘定留保資金 115,683千円、当年度分損益勘定留保資金 349,864千円及び当年度資本的収支調整額 34,649千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	7,651,718千円	△ 100,631千円	7,551,087千円
第1項 企業債	2,332,000千円	33,000千円	2,365,000千円
第2項 補助金	2,158,834千円	△ 123,772千円	2,035,062千円
第3項 負担金	109,092千円	△ 4,950千円	104,142千円
第5項 他会計からの出資金	51,180千円	△ 4,909千円	46,271千円
支 出			
第1款 資本的支出	8,227,754千円	△ 176,471千円	8,051,283千円
第1項 建設改良費	1,036,707千円	451千円	1,037,158千円
第2項 企業債償還金	5,464,977千円	△ 176,922千円	5,288,055千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表に次のとおり追加する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
苦小牧地区 第二工業用水道 改修事業	—	—	—	—	千円 33,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費 362,813千円」を「(1)職員給与費 347,477千円」に、「(2)交際費 175千円」を「(2)交際費 87千円」に改める。